

四万十市学校事務共同実施に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月27日

四万十市教育委員会告示第 号

四万十市教育委員会

四万十市学校事務共同実施に関する要綱

(目 的)

第1条 この告示は、四万十市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成17年教育委員会規則第14号）第24条の2の規定に基づき、学校事務の共同実施組織を適正に運営するために必要な事項を定めるものとする。

(共同実施組織)

第2条 学校事務共同実施組織を次のとおり定めるものとする。

組織名	組織校
中央地域共同実施組織	東山小学校、中村小学校、中村南小学校、中村中学校
西部地域共同実施組織	具同小学校、東中筋小学校、中筋小学校、東中筋中学校、中筋中学校、中村西中学校
南部地域共同実施組織	下田小学校、竹島小学校、八束小学校、下田中学校、八束中学校
北部・西土佐地域共同実施組織	蕨岡小学校、利岡小学校、川登小学校、大用小学校、蕨岡中学校、後川中学校、大川筋中学校、大用中学校、西土佐小学校、西土佐中学校
学校事務支援室	

2 各地域の共同実施組織（以下「地域組織」という。）は、組織校の学校事務を共同で実施することにより、組織校の学校事務の整備、充実及び均衡等を図るものとする。

3 学校事務支援室（以下「支援室」という。）は、四万十市立の全ての小中学校の学校事務に関し、指導及び支援を行い、又地域組織の統括を行うものとする。

(地域組織の構成員)

第3条 地域組織の構成員は、組織校の学校事務職員とし、学校事務職員未配置校は校長とする。

2 地域組織の構成員は、支援室が行う企画、立案業務に参画することができるものとする。ただし、この際は本務校の校長の許可を受けなければならない。

(地域組織の業務)

第4条 地域組織は、組織校に関する次の業務を行なう。

- (1) 学校事務に関する事項の企画立案に関する業務
- (2) 学校事務の効率化・適正化に関する業務
- (3) 教職員の学校事務の資質向上に関する業務
- (4) 学校運営への支援に関する業務
- (5) その他事務の共同実施（以下「共同実施」という。） よることが適当と認められる業務

(幹事会)

第5条 地域組織には幹事を置き、幹事は地域組織内の学校事務職員から教育委員会が指名する。

2 幹事及び支援室は、幹事会を構成するものとする。

3 幹事会は、主に共同実施に関する課題や成果等について検討、協議を行う。

4 幹事会は、定期的に開催するものとし、学校事務支援室長が招集し、議長となる。

(共同実施)

第6条 幹事は、共同実施の日時を決め当該構成員を招集するものとする。

2 共同実施は毎月1回実施し、その他必要に応じ開催するものとする。

3 学校事務職員（臨時的任用職員を除く。）は、組織内の各校の兼務発令を受けたのち、共同実施を行なうことができるものとする。

4 臨時的任用の学校事務職員は共同実施においても本務校以外の事務を行なうことはできない。

5 前2項の規定に基づき、学校事務職員が本務校以外で共同実施を行なう場合は、本務校の校長の許可を受けなければならない。

6 2以上の地域組織により共同実施を行う場合は、その日程及び内容の決定、並びに招集は、支援室が行う。

(支援室の職員)

第7条 支援室の事務にあたる職員の職名及び職務は、次の各号に掲げるとおりとし、教育委員会が命ずる。

職 名	職 務
学校事務支援室長	支援室の事務を統括する。
学校事務支援員	支援室の事務を処理する。

2 支援室の職員は、教育委員会の指示により支援室の業務を行なものとし、この際は本務校の校長の許可を必要としないものとする。ただし、その実施内容については事後に本務校の校長に報告するものとする。

(支援室の業務)

第8条 支援室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校事務全般に係る企画・立案に関すること
- (2) 学校事務の効率化・適正化に関すること
- (3) 教職員の学校事務に係る資質向上に関すること
- (4) 学校事務職員未配置校の事務処理に関すること
- (5) 新規採用及び臨時的任用事務職員配置校の事務支援に関すること
- (6) 各校の学校事務に係る指導、支援に関すること
- (7) 共同実施の企画・運営・実施に関すること
- (8) 新規採用事務職員研修（OJT）に関すること
- (9) 地域組織の統括及び支援に関すること
- (10) 地域組織幹事会のとりまとめ及び協議結果の教育委員会への報告に関すること

附 則

(施行)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

この告示は、平成29年4月1日から施行する。